

本 巢 市 水 防 計 画

令和 6 年 7 月修正

本巢市水防協議会

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的.....	1
第2節 水防協議会.....	1
第3節 水防の責任及び居住者等の水防義務.....	1

第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置.....	2
第2節 水防本部組織.....	2
第3節 水防隊及び消防本部、水防団.....	3

第3章 非常配備

第1節 水防隊本部の非常配備.....	5
第2節 水防隊員及び消防本部職員、水防団員の非常配備.....	5
第3節 水防解除.....	5

第4章 通信連絡

第1節 連絡事項.....	6
第2節 水防関係機関との連絡網.....	6

第5章 水防信号..... 7

第6章 水位観測及び水位通報..... 8

第7章 重要水防箇所..... 10

第8章 浸水想定区域

第1節 浸水想定区域の指定状況.....	13
第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のするための措置.....	14
第3節 洪水ハザードマップ.....	14
第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等.....	15

第9章 水防設備

第1節 水防倉庫.....	15
第2節 水防資材・器具.....	15
第3節 土のう用土砂採集地の選定.....	15
第4節 水防資材器具の要請.....	15

第10章 水防活動

第1節 水防活動の開始.....	16
第2節 警戒巡視.....	16
第3節 出動命令の指示.....	16
第4節 水防団の出動状況報告義務.....	16
第5節 水防隊及び消防本部、水防団の出動.....	16
第6節 水防本部長への報告.....	17
第7節 地域水防団の応援出動.....	17

第8節 応援出動要請	17
第9節 警戒、監視の配置及び要領	17
第10節 水防作業	18
第11節 警戒区域の設定	18
第12節 決壊時の通報	18
第13節 速報事項	19
第14節 非常措置	19
第15節 協力・応援	19
第11章 費用負担と公用負担	
第1節 費用負担	21
第2節 公用負担	21
第12章 避難のための立退	22
第13章 水防報告と水防記録	22

資料・様式

1 「表、根尾川左岸水防施設資機材及び要員総括表」	24
2-1 「表、岐阜県における気象情報及び大雨、洪水注意報、警報の発表基準」	25
2-2 「表、注意報・警報の細分区域発表による区分」	26
3-1 「本巣市水防協議会条例」	27
様式1号	29
様式2号	30
様式3号	31

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法第 32 条の規定に基づき、岐阜県水防計画に応じ管内各河川及びため池の洪水等による水害を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するために、水防上必要な事項を具体的に定め水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

本巣市内根尾川左岸に対する水防上必要な監視、警報、通信、水防のための水防団の活動、避難の指導、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について大綱を示すものである。

第2節 水防協議会

本巣市水防計画、その他水防に関し必要な事項を審議するため、水防協議会を置くものとする。

第3節 水防の責任及び居住者等の水防義務

本巣市は水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 3 条に基づき、水防上の責任を果たさなければならない。市内居住者は水防法第 17 条により水防管理者（本巣市長）、水防長（岐阜市消防本部本巣消防署長）又は本巣市水防団長から要請があった場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

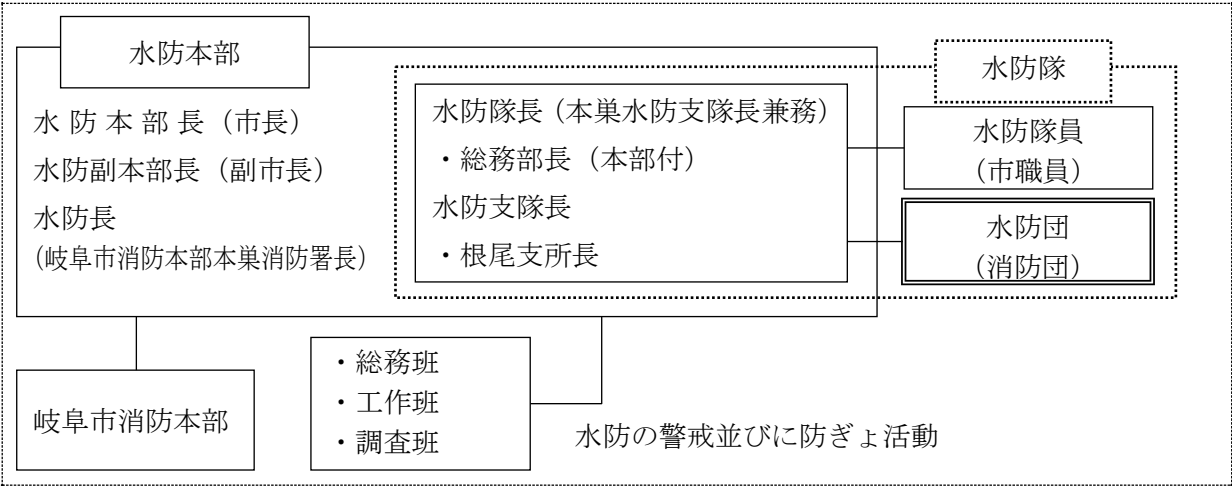
第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置

水防管理者（本巢市長）は、水防警報が発令され、又は洪水の危険があると認めた場合には、直ちに水防本部を設置し、その危険が解除するまで業務を遂行する。

第2節 水防本部組織

「図. 水防本部組織」



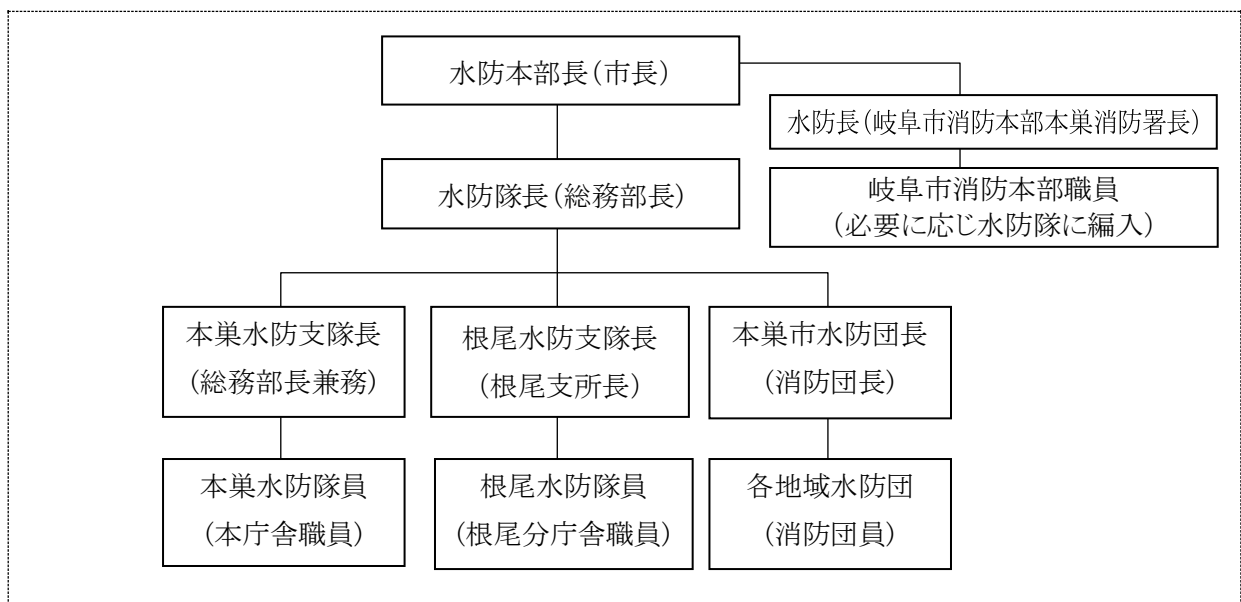
「表. 水防本部の任務」

職 名	担 当 職	分 担 任 務
本部長	本巢市長	水防隊の統轄及び隊員の監督
副本部長	本巢市副市長	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの代理
水防長	岐阜市消防本部本巢消防署長	消防本部の統轄、監督及び副本部長の補佐、副本部長に事故あるときの代理
総務班長 （水防隊長兼務）	総務部長	予報、警報の連絡・災害報告・物資収集・輸送及び避難等本部長の命を得て適切な処理
工作班長	都市建設部長	応急復旧・人員、資材の輸送
調査班長	産業経済部長	被害情報等の調査
水防支隊長	2名	水防隊員の人選及び分担任務は支隊長が定める

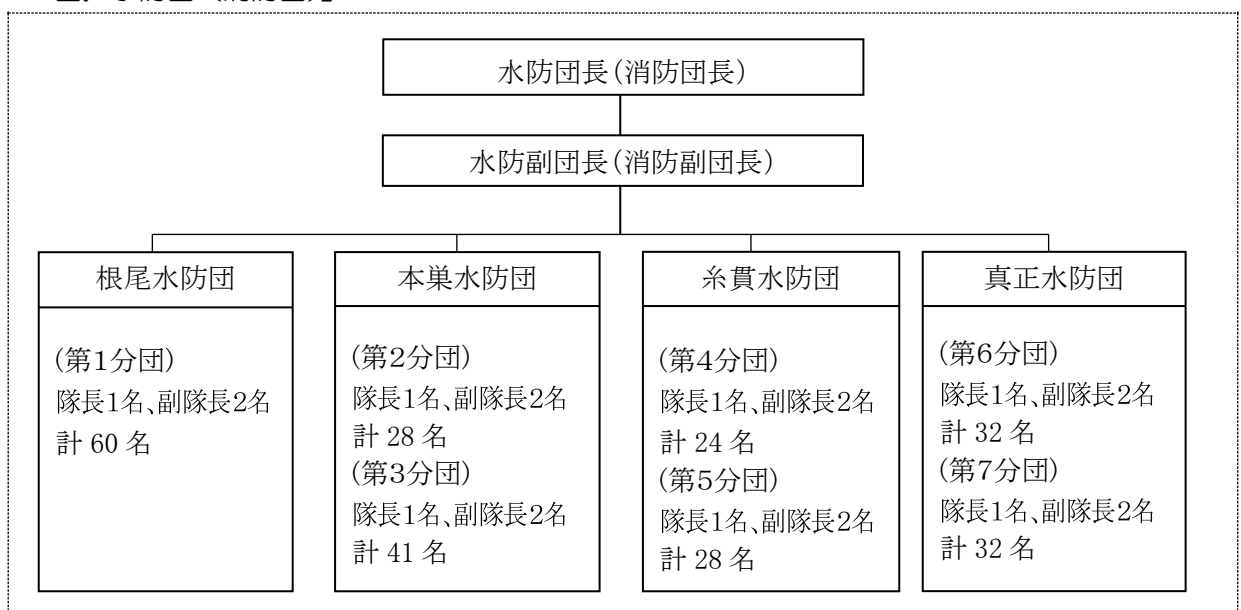
第3節 水防隊及び消防本部、水防団

1. 本巣市内の水防の統轄連絡を図るため、本巣市水防隊を設置する。
2. 水防隊は、水防隊長、水防支隊長ならびに水防隊員をもって組織し、水防隊本部（本巣水防隊と兼用）は市役所本庁舎に、根尾水防隊は根尾分庁舎に置く。
3. 水防隊員は、市職員及び本巣市水防団員（消防団員）をもって組織し、水防事務の完遂に支障をきたさないようにしなければならない。岐阜市消防本部職員は、水防本部長の所轄のもと、水防長の指揮下にて必要に応じ水防隊に加わるものとする。
4. 水防隊及び消防本部、水防団の指揮系統は、以下のとおりとする。

「図. 水防隊及び消防本部、水防団の指揮系統」



「図. 水防団（消防団）」



5. 水防隊及び消防本部、水防団の任務

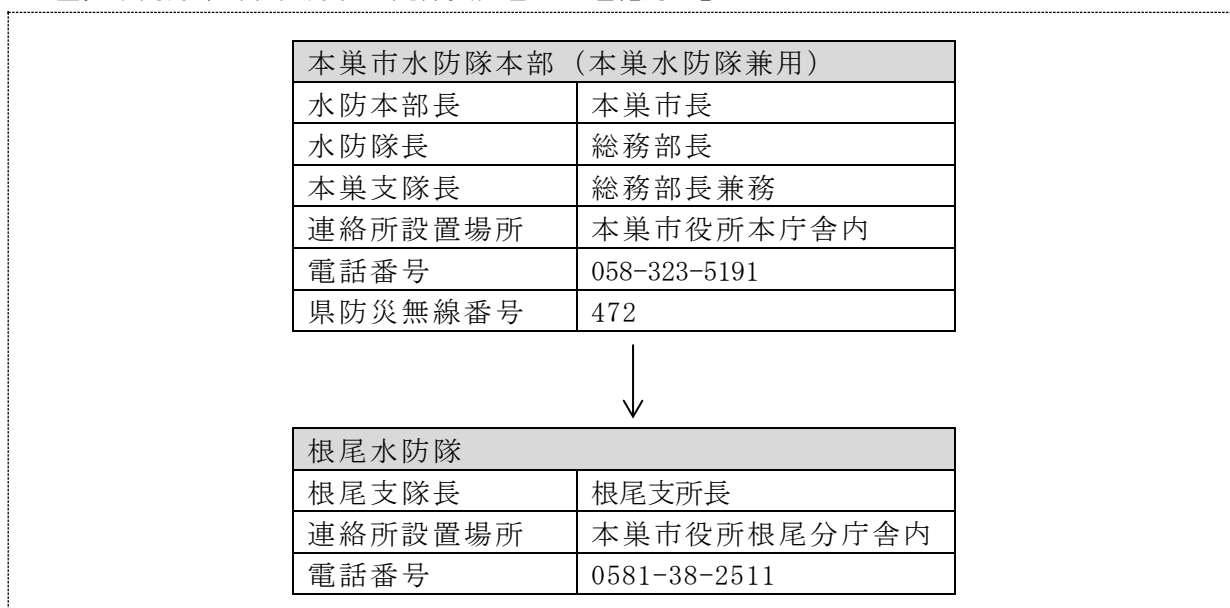
水防長及び水防隊長は、水防本部長の命を受け、水防を実施する。水防隊長は必要に応じ水防副隊長を選任し、水防副隊長に水防隊長を補佐させ、水防隊長に事故あるときは、その任務を代行する。

各支隊長は水防隊長の命を受け、水防業務にあたる。

水防団長は各水防団を総括し、水防業務を遂行する。

6. 水防隊本部、支隊及び関係責任者への連絡方法は以下による。

「図. 水防隊本部、支隊及び関係責任者への連絡方法」



7. 分担水防区域は以下のとおりとする。

「表. 警戒及び水防担当区域」

隊 名		区 域	備 考
(本巢市消防団)	本巢市水防団	根尾水防団（第1分団）	根尾地域
		本巢水防団（第2・3分団）	本巢地域
		糸貫水防団（第4・5分団）	糸貫地域
		真正水防団（第6・7分団）	真正地域

第3章 非常配備

第1節 水防隊本部の非常配備

水防に関する気象の予報警報が発せられたときは、水防体制への切り替えを迅速に行うとともに隊員を適宜、交代休養させて長時間にわたる非常勤務の完遂を期さねばならない。

水防活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、本巢市地域防災計画及び本節に定めるところにより非常配備を行う。

非常配備の基準は、次によるものとする。

「表. 非常配備の基準」

区 分	配 備 時 期	人 員 及 び 態 勢
第 1 配備	次の注意報のうちいずれかが発せられ、かつ水防本部長が必要に応じ配備を命じたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報	2～5名の人員をもって当たり、情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。
第 2 配備	①次の警報のうちいずれかが発せられたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ②その他本部長がこの体制を命じたとき。	総務班、工作班、調査班、水防連絡員は、10名程度の人員をもって当たり、水防活動の必要な事態となれば、そのままで遅滞なく水防活動が遂行できる態勢とする。
第 3 配備	事態が切迫し、約6時間後には水防活動が予想され、又は、事態の規模が大きくなって第2配備では処理できないと考え、本部長がこの体制を命じたとき。	所属人員全員をもって当たり、完全な水防態勢とする。

第2節 水防隊員及び消防本部職員、水防団員の非常配備

水防に関する気象の予報警報が発せられたときは、水防長及び水防隊長は水防体制への切り替えを迅速に行い、本部との連絡の上、適切なる処置を行うとともに水防隊員及び消防本部職員、水防団員を迅速に出動させ、水防活動の万全を期さなければならない。

第3節 水防解除

1. 非常配備の解除は、水防に関する気象の予報警報が解除になった時とする。ただし、予報警報が解除になっても、水位が通報水位以下になるまでは非常配備を解除しない。
2. 非常配備の解除は、1のほか、水防本部長が命ずる。

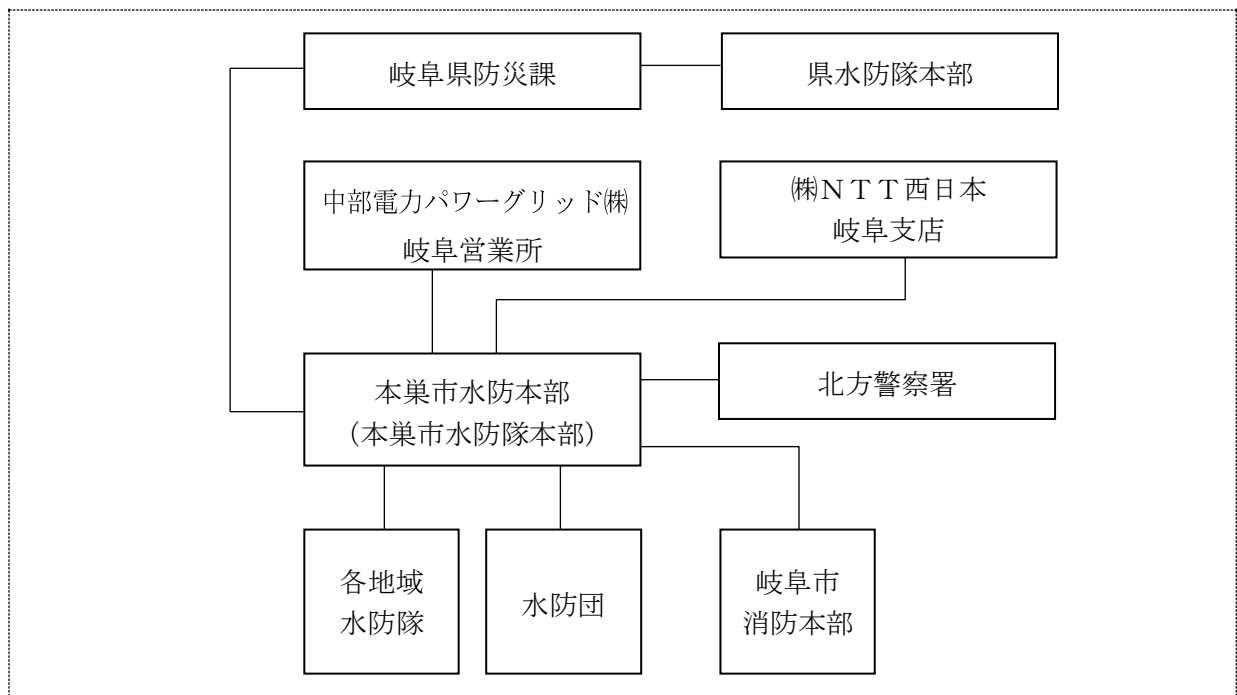
第4章 通信連絡

第1節 連絡事項

1. 気象状況
2. 通報水位、雨量、流量、はん濫注意水位、はん濫注意流量、出動水位、出動流量
3. 水防出動
4. 堤防その他の決壊
5. 避難のための立退き
6. 水防警戒解除

第2節 水防関係機関との連絡網

「図. 非常配備の基準」



第5章 水防信号

水防法第13号の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- ① 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。
- ② 第2信号 本巢市水防団員及び消防本部職員全員が出動すべきことを知らせるもの。
- ③ 第3信号 本巢市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

「表. 水防信号」

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○ー○ー○ー ○ー○ー○ー ○ー○ー○ー	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ー ○ー○ー○ー○ー	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発表する。	

第6章 水位観測及び水位通報

本巢市水防連絡員は、気象等の状況により洪水等の恐れのあることを自ら察知したとき、又は洪水予報の通知を受けたときは、その後の水位の変動を監視し、その状況を水防支隊長及び水防本部へ報告する。

上記の報告は、観測場所、日時、水位の増減の傾向見込について電話で通報する。

- ①通報水位に達したときから、この水位を下るまでのあいだ毎時ごと。
- ②はん濫注意水位に達したとき。
- ③最高水位に達したとき。
- ④はん濫注意水位を下ったとき。
- ⑤通報水位を下ったとき。

「表. 気象庁と関係各機関の雨量観測所一覧」

(1) 木曽川水系

所 属 名	測 量 所 名	測器種類	標 高 T P	水系名	河 川 名		
中 部 電 力	上大須ダム	自	520	木曽川	揖斐川	根尾川	根尾東谷川
気 象 庁	樽見	テレメーター	190	木曽川	揖斐川	根尾川	
国土交通省	黒津	テレメーター	360	木曽川	揖斐川	根尾川	
国土交通省	根尾	テレメーター	200	木曽川	揖斐川	根尾川	
国土交通省	上大須	テレメーター	400	木曽川	揖斐川	根尾川	根尾東谷川
国土交通省	山口	テレメーター	54	木曽川	揖斐川	根尾川	

所 在 地	測 量 時 刻		観測開始 年 月 日	観 測 資 料 保 存 状 況		備考
	定 時	強雨時		期間	場 所	
岐阜県本巣市根尾上大須	毎正時		平 7.11.29	永	岐阜支店岐阜電力センター大垣電力所西平土木管理所	
岐阜県本巣市根尾神所	毎正時	毎正時	昭 53.11.14		岐阜地方气象台	
岐阜県本巣市根尾能郷	毎正時	毎正時	昭 39.6.17		木曽川上流河川事務所	
岐阜県本巣市根尾板所	毎正時	毎正時	昭 39.6.17		木曽川上流河川事務所	
岐阜県本巣市根尾越田土	毎正時	毎正時	昭 54.6.21		木曽川上流河川事務所	
岐阜県本巣市山口	毎正時	毎正時	昭 39.6.17		木曽川上流河川事務所	

(2) 土木事務所以外の雨量観測所

観 測 所 名	所 在 地	担当土木事務所
糸貫雨量観測所	本巣市早野 255	岐 阜

「表. 水位観測所一覧」

(水位単位：m)

河 川 名	設 置 量 水 標			位 置
		名 称	種 類	
根尾川	国土交通省	板 所	テレメーター	本巣市根尾板所
根尾川	国土交通省	山 口	テレメーター	本巣市山口
犀 川	岐阜県	十八条	テレメーター	瑞穂市十八条
糸貫川	岐阜県	北方	テレメーター	本巣郡北方町柱本南
板屋川	岐阜県	御望	テレメーター	岐阜市御望

通報水位 (通報)	はん濫注 意水位	出動 水位	避難判 断水位	はん濫危 険水位	計画高 水位	通 報 先	観 測 員 連絡方法
(1.00)	(2.00)	—		—	—	木曽川上流河川事務所	
1.40	2.20	3.50	3.50	3.90	—	木曽川上流河川事務所	
1.50	1.80	—	2.30	2.40	—	岐阜土木事務所	
1.40	2.00	—	2.20	2.60	—	岐阜土木事務所	
1.80	2.20	—	2.60	2.90	—	岐阜土木事務所	

「表. 流量観測所の所在地」

(流量単位：m³/S)

所 属	河川名	名 称	位 置				計画 洪水量	通報 流量	既往の著 名洪水量	同左の 年月日
			郡市	町村	大字	字				
中部電力	根尾東谷川	上大須	本巣	根尾	下大須		480		75	平 6. 9.30

第7章 重要水防箇所

本市における重要水防箇所は、以下のとおりとする。

「表. 木曽川上流河川事務所直轄管理区間」

(1) <重点区間>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水基 礎地盤漏水 越水・溢水	左	12.0k-80m ～12.0k+40m	本巣市山口	120m	

(2) 工作物以外 <重要度A>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	2.6k ～3.4k+100m	本巣市温井	909m	すべり破壊
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏 水	左	3.0k+143.5m ～3.4k+100m	本巣市温井	356m	パイピング破壊
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	4.4k～5.0k	本巣市浅木 ～海老	529m	すべり破壊
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏 水	左	4.6k～5.0k	本巣市浅木 ～海老	345m	パイピング破壊
揖斐川 (根尾川)	水衝洗掘	左	10.8 k+160m ～10.8k+190m 付近	本巣市山口	30m	洗掘の未施工 更地用水サイフ ォン付近
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏 水	左	11.8 k ～12.0k+177m	本巣市山口	437m	パイピング破壊

(3) 工作物以外 <重要度B>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
揖斐川 (根尾川)	越水・溢水	左	3.2k～3.8k	本巣市温井 ～国領	589m	河積不足 越水危険箇所
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	3.4k+100m ～4.4k	本巣市浅木	877m	すべり破壊
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏 水	左	3.4k+100m ～4.6m	本巣市浅木	1,061m	パイピング破壊
揖斐川 (根尾川)	越水・溢水	左	3.6k～5.2k	本巣市温井 ～海老	571m	河積不足

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	3.0k～5.2k	本巣市海老	226m	被災履歴・点検結果
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏水	左	6.2k～8.8k	本巣市数屋	2,586m	パイピング破壊
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	7.0k～7.4k	本巣市数屋	383m	被災履歴・点検結果
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	8.8k～9.6k	本巣市数屋	854m	すべり破壊
揖斐川 (根尾川)	越水・漏水	左	11.0k ～11.2k+49m	本巣市山口	250m	河積不足
揖斐川 (根尾川)	堤体漏水	左	11.4k ～12.0k+177m	本巣市山口	812m	すべり破壊
揖斐川 (根尾川)	基礎地盤漏水	左	11.4k～11.8k	本巣市山口	374m	パイピング破壊
揖斐川 (根尾川)	漏水・溢水	左	11.8k ～12.0k+177m	本巣市山口	437m	河積不足

(4) 工作物 <重要度A>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	工作物	左	12.0k+85m	本巣市山口	—	H13年度構造物点検結果より土砂吸出しによる空洞化の恐れ 山口ひ管

(5) 工作物 <重要度B>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	工作物	左右	L3.0k-10m	本巣市温井 ～大野町	—	桁下不足 根尾川大橋

(6) 要注意区間

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	2.6k+160m ～3.0k	本巣市温井	250m	
揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	9.0k+160m ～9.6k+190m	本巣市石神	670m	
揖斐川 (根尾川)	水衝洗掘	左	9.8k ～10.0k+50m	本巣市石神	250m	低水護岸有洗掘の恐れ

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	10.0k+180m ～10.8k	本巣市石神	700m	
揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	11.4k+60m ～11.6k	本巣市山口	120m	

(7) 重点監視区間

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
揖斐川 (根尾川)	重点監視	左	3.4k～3.8k	本巣市浅木	404m	基礎地盤漏水 B
揖斐川 (根尾川)	重点監視	左	5.0k～5.2k	本巣市海老	226m	基礎地盤漏水 B
揖斐川 (根尾川)	重点監視	左	5.0k～5.2k	本巣市海老	226m	法崩れ・すべり B

資料:国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所 令和6年度直轄河川重要水防箇所河川別調書

第8章 浸水想定区域

第1節 浸水想定区域の指定状況

国土交通省大臣及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した倍以上に想定される水深を公表する。

本市における浸水想定区域は、以下のとおり。

「表. 浸水想定区域」

(1) <岐阜県等直轄河川>

公表年月日	河川名	備 考	関係市町村
H30.09.11	板屋川		岐阜市、本巣市
R05.02.01	根尾川	本巣地域	本巣市、揖斐川町、大野町
H30.09.1	犀 川		本巣市、瑞穂市、安八町
H30.09.11	糸貫川		岐阜市、本巣市、 瑞穂市、北方町
R05.02.01	天王川		本巣市、岐阜市、北方町、 瑞穂市、大垣市
R05.02.01	中 川		本巣市、瑞穂市
R05.02.01	根尾川	根尾地域	本巣市
R05.02.01	根尾東谷川		本巣市
H31.03	三水川		本巣市、大野町、神戸町
R05.02.01	五六川		本巣市、瑞穂市
R05.02.01	政田川		本巣市、瑞穂市

(2) <国土交通省直轄河川>

公表年月日	河川名	備 考	関係市町村
R02.04.24	長良川		岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、 本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、 輪之内町、安八町、北方町、愛西市、桑名市
R02.04.24	揖斐川		岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、 海津市、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、 揖斐川町、大野町、池田町、北方町、桑名市

R02.04.24	根尾川		岐阜市、大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、北方町
-----------	-----	--	--------------------------------------

資料:岐阜県 浸水想定区域図ポータル

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のするための措置

浸水想定区域の指定のある区域ごとに、定めるべき事項は以下のようになっている。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

※市地域防災計画

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

※市地域防災計画

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(1) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 令和6年5月現在、市には該当施設なし。

(2) 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「災害時要配慮者」という。）が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
※市内の各要配慮者利用施設が浸水想定区域内に該当するかについては、本巣市洪水ハザードマップを参照

(3) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

※ 令和6年5月現在、市には該当施設なし。

第3節 洪水ハザードマップ

浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難が必要な地区、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成・配布する。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

第9章 水防設備

第1節 水防倉庫

水防倉庫の所在地は、次のとおりとする。

「表. 水防倉庫の所在地」

倉庫番号	水防倉庫の位置	備 考
第1号倉庫	本巢市石神地内根尾川左岸堤	
第2号倉庫	本巢市浅木地内根尾川左岸堤	

第2節 水防資材・器具

別途資料「表. 根尾川左岸水防施設資機材及び要員総括表」参照

第3節 土のう用土砂採集地の選定

水防本部は、あらかじめ全地域にわたり土砂採集予定地を定めておかなければならない。

第4節 水防資材器具の要請

岐阜土木事務所及び隣接関係機関の備蓄資材を必要とするときは、水防本部長が要請するものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防活動の開始

水防本部は、水防に関する気象の予報警報を受信したときは、必要な水防業務態勢を水防隊及び消防本部、水防団に対して指示するものとする。

第2節 警戒巡視

水防隊員及び消防本部職員、水防団員は、水防長及び水防隊長、水防団長の命により、随時各河川を巡視し、危険箇所を発見又は指定水位に達したときは、直ちに水防長及び水防隊長（水防支隊長、水防団長を経由の上）に報告するものとする。

第3節 出動命令の指示

水防隊及び消防本部、水防団の出動区域、区分、時間及び待機等具体的な事項は水防本部長の命により指示されるものとする。

第4節 水防団の出動状況報告義務

水防団長は、水防に関する気象の予報警報発令状況下において災害が発生した場合は、水防団を指揮し、必要な措置をとり水防隊長に報告するものとする。

第5節 水防隊及び消防本部、水防団の出動

水防本部長は、水防警報（国土交通大臣及び県知事が発表する警報）が発令され、管内の河川が出動水位に達したとき、又は災害の発生するおそれがあり、必要な措置を構じなければならぬ場合は、状況に応じ次の区分により水防隊及び消防本部、水防団に出動命令を発令し、警戒配置及び水防作業に従事させるものとする。

1. 第1出動

水防警報（国土交通大臣及び県知事が発表する警報）が発令され、河川の警戒が必要と認められた場合は、水防隊及び消防本部、水防団は河川の巡視を行なうものとし、各地域水防団においては水防分団担当区分により必要な人員を警戒のため配置するものと

する。

2. 第2出動

河川が出動水位に達した場合及び各地域において災害が発生した場合、水防隊及び消防本部、水防団より必要人員を警戒、水防のため配置するものとする。

3. 第3出動

水害が予想され又は発生した場合は、水防隊及び消防本部、水防団は全員出動し、水防業務を遂行するものとする。

この場合、水防本部長及び水防長、水防隊長の命によるものとする。

第6節 水防本部長への報告

水防長及び水防隊長は、水防活動状況を水防本部長に報告するものとする。

第7節 地域水防団の応援出動

水防長及び水防隊長、水防団長から応援出動の指示を受けた各地域水防団長は、担当区域の水防活動に支障がない限りこれに応じなければならない。

第8節 応援出動要請

水防本部長は災害の規模が甚大であり、水防隊及び消防本部、水防団のみでは防止できないと判断したときは、近接市町長に応援を要請するものとする。

第9節 警戒、監視の配置及び要領

水防本部長は、水防に関する気象の予報警報を受信した場合、又は洪水の危険のおそれがあるときは、次の要領により水防隊及び消防本部、水防団に対し堤防の監視、及び警戒にあたるものとする。

1. 水防区域内の堤防延長2km毎に2人の基準で警戒にあたる。
2. 水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに必要な措置を構じ、その状況を水防本部長に報告するとともに、報告を受けた水防本部長は速やかに河川管理者に連絡の上必要な措置を求めるものとする。

第 10 節 水防作業

水防作業は水防団長の指示に従い、規律統制ある団体行動の下に水防資材を最大限に活用し、迅速確実に行なわなければならない。なお、水防作業は、水防隊員自身の安全確保に留意し行うものとする。

1. 工法

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施行する。

2. 水防上の心得

- ①水防作業を行う際は、防災のためヘルメット又は保安帽を着用すること。
- ②水防隊員は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- ③作業中は、私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって守りぬく。
- ④夜間などは特に言動に注意し、みだりに「漏水」とか「破堤」等の想像による言動を発してはならない。
- ⑤命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり水防団員等が緊張によって疲れないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑥洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。ただし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の 3 / 4 位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第 11 節 警戒区域の設定

水防本部長は水防上緊急の必要がある場合は、水防法第 14 条の規定に基づいて警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入を禁じ、若しくは制限し、その区域から立ち退きを命ずることができる。

第 12 節 決壊時の通報

水防本部長は堤防が決壊及び決壊しようとする事態が発生したとき、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には直ちに応急措置を施し、被害を最小限に防止するよう努力するとともに、関係居住者並びに水防関係機関に通報するものとする。

第13節 速報事項

水防本部は次の場合、直ちにその関係する河川管理者（岐阜土木事務所又は木曽川上流河川事務所揖斐川第一出張所）に通報するものとする。

- （１）堤防等の異常を発見したとき。（これに関する措置も含む）
- （２）水防機関が出動したとき。
- （３）水防作業を開始したとき。（状況とその措置）
- （４）水防作業を終了したとき。

第14節 非常措置

水防本部長は、水防法第22条及び第23条に基づき必要と認めるときは、警察署長に対し警察官の援助を要請し、又は他の水防管理者、市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

第15節 協力・応援

1. 河川管理者の協力

国土交通省管理河川の河川管理者は、水防管理団体が行う水防のための活動に対して、可能な範囲で次の協力を行う。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- オ 水防活動の記録及び広報

2. 水防協力団体

① 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

② 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究

オ 水防に関する知識の普及、啓発

カ 前各号に附帯する業務

③ 水防協力団体の消防団との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加する。

④ 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、水防協力団体指定要領を基に指定する。

また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、市における水防協力団体との水防協働活動実施要領による。

第 11 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防に要する費用は、市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

第 2 節 公用負担

1. 水防法第 28 条の規定に基づき、水防のため必要あるときは市長又は岐阜市消防本部消防長、水防団長は次の権限を行使することができる。
 - ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木その他の資材の使用
 - ③ 車、その他運搬具又は器具の使用又は収用
 - ④ 工作物、その他の障害物の処分
2. 公用負担権限証明書
水防法第 28 条の規定に基づき、公用負担の権限を行使する者は、別紙様式 1 号に定めた身分証明書を携帯し、必要な場合にこれを提示しなければならない。
3. 公用負担の証票
水防法第 28 条の規定に基づき、公用負担の権限を行使したときは、別紙様式 2 号に定めた証票を 2 通作成して 1 通を所有者又はこれに準ずるものに手渡さなければならない。
4. 損失補償
水防法第 28 条の規定に基づき、権限を行使したことによって損失を受けたものに対しては、時価によりその損失を補償する。

第 12 章 避難のための立退

洪水等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、水防本部長は必要と認められる区域に対し、信号あるいは広報、その他の方法により立退又はその準備を指示するものとする。

第 13 章 水防報告と水防記録

水防活動が終わったときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、本巢市長は、別紙様式 3 号により岐阜土木事務所長に報告するとともに水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

1. 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2. 警戒出動及び解散命令の時刻
3. 水防団員又は消防機関に属するものの出動の時刻及び人員
4. 水防作業の状況
5. 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
6. 使用資材の種類及び数量とその消耗分及び回収分
7. 水防法第 21 条による収用又は使用の器具、資材の種類、数量及び使用場所
8. 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除却の場所
9. 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者等住所氏名とその事由
10. 自衛隊及び一般の応援の状況
11. 居住者出動の状況
12. 警察の援助状況
13. 現場指揮官公使氏名
14. 立退の状況及びそれを指示した事由
15. 水防関係の死傷者
16. 殊勲者及びその功績
17. 後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
18. 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
19. その他必要事項

本巢市水防計画

資料・様式

1 「表. 根尾川左岸水防施設資機材及び要員総括表」

(令和6年5月)

項目及び数量			内訳		
水防施設	石神水防倉庫（木造）	1	石神水防倉庫	浅木水防倉庫	備 考
	浅木水防倉庫（鉄骨）	1	現在数	現在数	
水防資材	鉄 線 （束）	4	2	2	1束 50kg
	ノーリツ番線 （束）	2	0	2	
	な わ （巻）	110	101	9	
	鉄パイプくい （本）	509	296	213	
	木 2 m程のもの（本）	214	132	82	
	材 4 m程のもの（本）	381	250	131	
	竹 材 （本）	39	19	20	
	トリレット土のう（枚）	3,160	753	2,407	
	非常用水土のう（枚）	160	90	70	
	クレモナロープ（巻）	11	7	4	
	ビニールひも （巻）	54	28	26	
	T K表張シート（枚）	53	40	13	
	鋼製水防資材（組）	16	6	10	
水防機材	た こ （丁）	6	1	5	
	掛 矢 （丁）	14	8	6	
	スコップシャベル（丁）	5	5	0	
	お の （丁）	8	4	4	
	のこぎり（丁）	6	3	3	
	ハンマー（丁）	5	3	2	
	両ツル（丁）	11	5	6	
	鉄線カッター（丁）	3	1	2	
	クサミ（丁）	3	2	1	
	大工道具セット（丁）	2	1	1	
	釘（3寸 4 kg）（箱）	4	2	2	
水防備品	投光器（機）	10	7	3	
	コードリール（個）	4	2	2	
	投光器用三脚（台）	10	7	3	
	救命ゴムボート（式）	3	1	0	2(消防車庫)
	救命胴衣（着）	180	30	30	120(消防車庫)
	救命浮輪（個）	2	1	0	1(消防車庫)
	船外機（9.9馬力）（台）	1	0	0	1(消防車庫)
	船外機（15.0馬力）（台）	1	1	0	
	船外機（25.0馬力）（台）	2	0	0	2(消防車庫)
	船外スタンド（台）	4	1	0	3(消防車庫)

水防要員	水防団員 (消防団員) ※機能別団員を除く	本部	5		
		第1分団	60		
		第2分団	28	第3分団	41
		第4分団	24	第5分団	28
		第6分団	32	第7分団	32
		計			250

2-1 「表. 岐阜県における気象情報及び大雨、洪水注意報、警報の発表基準」

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

発表官署 岐阜地方気象台

本巣市	府県予報区	岐阜県		
	一次細分区域	美濃地方		
	市町村等をまとめた地域	岐阜・西濃		
	二次細分区域	本巣市		
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150
	洪水	流域雨量指数基準	糸貫川流域＝9、犀川流域＝6.2、根尾東谷川＝24.1	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[岡島・万石・山口]、長良川中流[忠節・墨俣]	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山地	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	糸貫川流域＝7.2、犀川流域＝4.9 根尾東谷川＝19.2	
		複合基準	根尾川＝[14、39.2]、根尾東谷川＝[13、15.4]	
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[山口]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合		
濃霧	視程	100m		

	乾燥	最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 30cm以上で積雪が 70cm以上になる場合 ②積雪の深さが 70cm以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合	
	低温	平野部	冬期:最低気温－5℃以下
		平野部以外	冬期:最低気温－9℃以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm
土砂災害警戒情報		大雨警報(土砂災害)発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったと予想される場合	

2-2 「表. 注意報・警報の細分区域発表による区分」

岐阜地方気象台

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
	東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
	飛騨南部	下呂市

3-1 「本巢市水防協議会条例」

本巢市水防協議会条例

平成16年2月1日

条 例 第 16 号

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、本巢市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査及び審議するとともに、水防に関し必要と認める事項について関係機関に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 水防関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条第3項第1号及び第2号の委員については当該職務にある期間とする。

2 第3条第3項第3号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任委員の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員の代理)

第6条 第3条第3項第1号及び第2号の委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の秩序保持等)

第9条 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は、議長が行う。

(参考人)

第10条 協議会は、必要がある場合においては、参考人の意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年2月1日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 この条例の施行の日以後に最初に第3条第3項第3号の規定により委嘱される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

様式1号

公 用 負 担 権 限 証 明 書

第 号

職 名

氏 名

上記の者に本巢市の区域における水防法第21条第1項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

本巢市長

⑨

(又は本巢市水防団長、消防機関の長)

公費負担の証票

住 所
負担者
氏 名

物 件	数 量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要

年 月 日

本巢市長

⑨

(又は本巢市水防団長、消防機関の長)

様式3号

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体等名 本 巢 市

作成責任者 _____ 印

自 年 月
 (至 年 月)

区 分	水 防 活 動			
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

- 注1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
3. 「主要資材」は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
4. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。